

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症
第39回 危機管理対策本部 会議次第

令和3年6月21日

1 開 会

2 議 題

- (1) 東京都まん延防止等重点措置を踏まえた6月22日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について
- (2) 各部の対応について（報告事項）
○地域振興部

3 閉 会

東京都まん延防止等重点措置を踏まえた6月22日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

1 現状の捉え方

国では、6月20日をもって東京都を対象とする緊急事態宣言を解除したものの、引き続き感染の再拡大を防止するための対策の継続が必要なことから、6月21日～7月11日までの3週間、まん延防止等重点措置を実施することとした。

東京都では、北区を含む23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町をまん延防止等重点措置の区域とし、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、都民・事業者に必要な要請を行うこととしている。

については、区としても、原則として、東京都の対応に沿った形で、感染拡大防止に努めていく。

また、先の緊急事態宣言時と同様、国や東京都では拡大防止策として在宅勤務・テレワークを推進・推奨している。

2 基本的な考え方

区としては、会食などの感染リスクの高い行動や三密（密閉・密集・密接）の回避は当然のこと、不要不急の人との接触の低減に努め、職員体制では可能な範囲での在宅勤務等に取り組みながらも、社会機能を維持するために必要な業務については感染防止策を徹底しながら継続することが必要である。

東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・中止の基本方針については、以下のとおり、危機管理対策本部で示すこととするが、各業務・催し物等の目的と照らし、詳細な内容等については各部において精査し決定する。

なお、この基本方針は、原則として、東京都におけるまん延防止等重点措置の実施期間である7月11日までのものとし、7月12日以降の方針については、東京都の示す対策を踏まえ、適宜変更を加えていく。

<職員の勤務について>

- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤を継続して行う。
- ・職場内における感染拡大防止の観点から、令和2年9月15日危機対策本部決定「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について（令和3年6月18日修正）」の取り扱いを継続する。
- ・職員の出勤を抑制することで、対応窓口の減少を招き、待合場所でお客様の密集状況を引き起こす等業務に支障をきたすことのないよう配慮する。

<併せて行う対応方針>

- ・区民に対しては、不急な要件等での来庁の自粛を呼びかけるとともに、区側においては、申請・届出期限等の延伸、郵送・オンライン形式による受付等を推進する。
- ・会議、打ち合わせにおいては、書面開催やオンライン形式を心がける。

＜東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・休止の基本方針＞

- ・会館（北とぴあ・赤羽会館・滝野川会館）及び区民センターなどのホール・会議室及び各区民センターなどのホール・会議室・及び屋内・屋外体育施設等については、夜8時までの開所とする。ただし、各開会のホール及び講堂を使用して行うイベントについては、夜9時までの利用を可とする。
- ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センターにおいては、感染防止策を徹底しながら運営を行う。
- ・学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、放課後子ども教室については、感染防止策を徹底しながら運営を行う。
- ・図書館、博物館等においては、三密と来場者同士の会話の回避等を含む感染拡大防止策を徹底しながら運営を行う。
- ・不特定多数の参加者のある式典・催し物・講座については、先ずはオンライン形式による開催を検討する。オンライン形式による開催が困難な場合は、参加者の徹底したソーシャルディスタンスの確保や大きな声を出さないよう運営を行うこととするなど、感染防止対策を徹底する。

＜基本的な感染予防策の徹底＞

- ・区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、令和2年10月23日危機対策本部決定「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策（令和2年11月27日修正）」の取り組みを改めて確認し、徹底する。

3 区貸し出し施設の取扱いについて

（1）利用者に関すること

- ・施設内では、原則、マスクを着用する。
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行う。
- ・体調がすぐれない（例：37.5度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）、咳・のどの痛みなどの症状がある）方については、施設利用を禁止する。
- ・他の利用者や施設管理者等との距離に配慮する。
- ・利用施設内の換気を適宜行う。
- ・施設利用にあたっては、三つの密（密閉・密集・密接）の回避に努めることとし、必要に応じて来館者の制限などを検討する。
- ・主催者は、各種業界団体の定めるガイドラインを参考に対策を講じ、感染症拡大防止に努める。
- ・その他、各施設の定める利用上の注意事項等を遵守するとともに、施設管理者の指示に従う。

（2）区貸出施設における個別の活動内容等に係る配慮事項等

- ・北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂、各体育館のアリーナ等

- において、客席等に観客を入场させ開催するイベントにおける人数の上限については、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（令和3年6月18日）」の項目3（6）の通りとする。なお、イベントを伴わない集会室の利用については、感染防止策の実施を要件とし、定員までの利用を可とする。
- 参加者の水分補給は可とするが、食事（軽食・菓子等を含む）は不可とする。
 - 囲碁、将棋、麻雀等について、競技者はマスクを着用すること、対局中の会話を控えること、座席の間隔を1 m程度確保すること、頻繁な手洗い・手指消毒を行う等の感染拡大防止策を講じたうえで利用を可とする。
 - 北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂のステージ上での歌唱や演劇、管楽器等の演奏については、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じたうえで利用を可とする。
 - カラオケや合唱等の大声を出すことが想定される活動や口を使って奏でる笛等の楽器演奏及びこれに類する活動を伴う利用に当たっては、他者との間隔を2 m以上確保するとともに、原則として利用者自身がアルコール消毒液を用意したうえで手指消毒を頻繁に行うこととする。
 - 拡大防止に向けた施設利用の自粛や、施設利用条件の変更に伴う利用制限などを理由としたキャンセルについては、時間帯を問わず使用料を全額還付する。
 - 活動内容の制限については、東京都の方針や近隣区の取扱い等を踏まえ、引き続き適宜見直しを検討する。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

令和3年6月18日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区 域

23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町

(2) 期 間

令和3年6月21日（月曜日）0時から7月11日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請を実施

①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請
- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと 等

②事業者向け

- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛**

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

- **不要不急の都道府県間の移動の自粛** (法第24条第9項)

- **混雑している場所や時間を避けて行動すること** (法第24条第9項)

- **感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること** (法第24条第9項)

- **飲食店等で飲酒する場合は、同一グループ2人以内で、90分以内とすること**
(法第24条第9項)

- **措置区域において、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと** (法第31条の6第2項)

- **路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛**
(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等①

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店、バー(接待や遊興を伴わないもの)等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~20時)を要請 (法第31条の6第1項) ●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請(法第31条の6第1項) <p>利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第31条の6第1項)</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする</p> <p>①同一グループの入店：2人以内</p> <p>②酒類提供の時間：11時から19時までの間</p> <p>③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~21時)を要請 (法第24条第9項) ●同 左(法第24条第9項) <p>同 左(法第24条第9項)</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする</p> <p>①同一グループの入店：2人以内</p> <p>②酒類提供の時間：11時から20時までの間</p> <p>③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗</p>
遊興施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー(接待や遊興を伴うもの)、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~20時)を要請 (法第31条の6第1項) ●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請(法第31条の6第1項) <p>利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第31条の6第1項)</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする</p> <p>①同一グループの入店：2人以内</p> <p>②酒類提供の時間：11時から19時までの間</p> <p>③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~21時)を要請 (法第24条第9項) ●同 左(法第24条第9項) <p>同 左(法第24条第9項)</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする</p> <p>①同一グループの入店：2人以内</p> <p>②酒類提供の時間：11時から20時までの間</p> <p>③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗</p>
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~20時)を要請 (法第31条の6第1項) ●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請(法第31条の6第1項) <p>利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第31条の6第1項)</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする</p> <p>①同一グループの入店：2人以内</p> <p>②酒類提供の時間：11時から19時までの間</p> <p>③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~21時)を要請 (法第24条第9項) ●同 左(法第24条第9項) <p>同 左(法第24条第9項)</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする</p> <p>①同一グループの入店：2人以内</p> <p>②酒類提供の時間：11時から20時までの間</p> <p>③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗</p>
集会場等 (第5号)	※結婚式をホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も同様	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~20時)を要請 (法第31条の6第1項) ●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請(法第31条の6第1項) <p>利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第31条の6第1項)</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする</p> <p>①同一グループの入店：2人以内</p> <p>②酒類提供の時間：11時から19時までの間</p> <p>③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~21時)を要請 (法第24条第9項) ●同 左(法第24条第9項) <p>同 左(法第24条第9項)</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする</p> <p>①同一グループの入店：2人以内</p> <p>②酒類提供の時間：11時から20時までの間</p> <p>③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗</p>

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等②

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店、バー(接待や遊興を伴わないもの)等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ●カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合のみ) (法第31条の6第1項) ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請(法第31条の6第1項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(法第24条第9項) ●同 左(法第24条第9項)
遊興施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー(接待や遊興を伴うもの)、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(法第24条第9項)
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※結婚式をホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も同様	<ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、 プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (「3(6) イベントの開催制限」参照) (法第24条第9項) ●営業時間短縮を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)を要請 ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●営業時間短縮の協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> ○映画館 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)を要請 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置 の実施を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を 認めないことを要請(法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●同 左(協力依頼) ●同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、 屋内テニス場、柔剣道場、 ボウリング場、野球場、 ゴルフ場、陸上競技場、 屋外テニス場、ゴルフ練習場、 バッティング練習場、スポーツ クラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (「3(6) イベントの開催制限」参照) (法第24条第9項) ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)を要請 (法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置 の実施を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼)
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、 記念館、水族館、動物園、 植物園 等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を 認めないことを要請(法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●同 左(協力依頼) ●同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮（5時～20時）を要請 (生活必需物資を除く。) (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請 (法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左 (協力依頼)
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左 (協力依頼)
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左 (協力依頼) ●同 左 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等	
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等		
大学等 (第3号)	大学等		
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施について、協力を依頼	
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等		
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限（都内全域）

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率）に沿ったイベントの開催**を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5000人超～10,000人	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	
大声あり	収容定員の半分まで可		5,000人まで可

〈大声なし〉クラシック音楽、演劇等

〈大声あり〉ロックコンサート、スポーツイベント等

- 営業時間短縮の要請（営業時間は5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）

まん延防止等重点措置適用に伴う区民施設等の対応方針について

1 要 旨

令和3年6月20日までを期限として東京都を対象に対して発出されていた緊急事態宣言が解除されたが、東京都では、緊急事態宣言解除以降も、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づき、6月21日から7月11日までのまん延防止等重点措置が示されたため、これに基づく区民施設等について、了承を求めるものである。

2 まん延防止等重点措置期間中（令和3年6月21日から7月11日まで）の対応方針

（1）区民施設

①施設利用及び窓口業務の取扱いについて

- ・期間中の新規予約受付を可とする。
- ・施設を利用する場合は、20時までに施設から退館・退場するよう利用者に対して要請する。また、劇場・ホール等でのイベント開催時は、21時までの退館・退場をイベント主催者に対して要請する。
- ・元気づらざ（温水プール）・コミュニティアリーナについては、利用制限を遵守したうえ、引き続き施設の利用を可とする。
- ・各施設の窓口業務及び施設管理業務は通常どおり行うが、状況に応じた出勤体制の縮小等を実施することとする。

②利用制限について

- ・北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂における歌唱や演劇、管楽器等の演奏については、感染防止対策（マスク・消毒等）を講じることを条件とし、定員は50%以下とする。
- ・イベントを伴わない集会室の利用については、感染防止対策（マスク・消毒等）を講じることを条件とし、定員までの利用を可とする。

③使用料の取扱いについて

- ・利用自粛等に伴うキャンセルについては、すべての利用時間帯において、申出があった場合に全額還付する。また、通常、施設利用日の7日以内の申し出の場合半額還付となるが、利用者の混乱を避けるため、期間終了後7日後の利用日まで、感染拡大防止のためのキ

キャンセルについては全額還付とする。なお、利用した場合、利用時間短縮に伴う使用料減額は行わない。

(2) 体育施設

①利用自粛等に伴うキャンセルによる使用料の取扱いについて

すべての利用時間帯において、キャンセルの申し出があった場合、使用料は全額振替又は還付の対象とする。

②団体貸切の取扱いについて

ア) 既予約分

- ・感染防止対策の徹底及び20時までを条件として利用可とする（着替え等を含めて20時までに退館・退場する）。
- ・利用した場合、使用料は条例施行規則に基づき全額徴収とし、20時以降を含む時間帯について、利用時間短縮に伴う使用料減額は行わない。

イ) 新規予約受付

- ・期間中の新規予約受付を可とする。

ウ) 新規団体登録受付

- ・区外登録については受付を中止する。

③個人利用の取扱いについて

ア) 20時以降を含む利用時間帯の一般公開及び指導公開

- ・中止とする。

イ) 公開日としての利用時間帯設定がない3体育館トレーニングルーム・弓道場、赤羽スポーツの森公園競技場・赤羽体育館ランニングステーション及び十条台小学校温水プール

- ・感染防止対策の徹底20時までを条件として利用可とする（着替え等を含めて20時までに退館・退場する）。
- ・トレーニングルーム定期券の還付（払戻し）について利用者から還付の申し出があった場合は対応することとする。また、新規で定期券の購入申請があった場合は、時間短縮について口頭で説明し、同意の上発行することとする。

④駐車場

- ・各施設の閉場時間に応じ、屋内・屋外施設ともに利用可とする。ただし、最大で20時までとする。